四　端末機操作の管理

1　端末機の管理

端末機の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

2　端末機の操作者の確認

端末機の取扱いに際しては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

3　暗証番号等の取扱い

暗証番号等の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。

4　ファイルに対する利用制限

端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。

5　操作履歴の記録等

イ　戸籍副本データ管理システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、法令を遵守していることを監査する等、その利用の正当性について確認すること。

ロ　戸籍副本データ管理システムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

6　複数回のアクセス失敗に対する機能

端末機には、複数回のアクセスの失敗に対し、当該端末機へのアクセス権限を一定の間取り消す機能等を設けること。

五　電子計算機の管理

1　秘密鍵の厳重な管理

戸籍副本データ管理サーバ及び市区町村専用装置において、通信相手相互の認証及び市町村から送信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、耐タンパー性装置等により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

2　他のソフトウェアの作動禁止

戸籍副本データ管理サーバ及び市区町村専用装置では、戸籍副本データ管理システムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないこと。

六　磁気ディスクの管理

1　保管場所

磁気ディスクは、保管庫等を設けることにより、できるだけ常温常湿の場所に保管すること。

2　持ち出し及び返却の確認等

イ　磁気ディスクの盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出し及び返却の措置を講ずること。

ロ　重要な磁気ディスクは他の磁気ディスクと判別することができるようにすること。

七　構成機器及び関連設備等の管理

1　管理方法の明確化

イ　戸籍副本データ管理システムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器、関連設備等の管理方法を明確にすること。

ロ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び磁気ディスクの種類、数量等を文書等で体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、これを関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア又は磁気ディスク以外の物を使用しないこと。

2　保守の実施

戸籍副本データ管理システムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

3　稼働状況の監視

構成機器の稼働状況を監視し、必要に応じ、市町村長に状況を通知すること。

4　不正プログラムの混入防止等

戸籍副本データ管理システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、戸籍副本データ管理システムの運用に関係する者に周知すること。

八　データ、プログラム、ドキュメント等の管理

1　データ等の取扱い及び管理

イ　データ、プログラム及びドキュメントについては、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともに、その記録を作成すること等、これらの取扱い及び管理の方法を明確にすること。

ロ　データ、プログラム及びドキュメントの内容については、最新の状態にしておくこと。

ハ　データ、プログラム及びドキュメントを変更した場合については、変更者及び版数の管理を行うこと。

ニ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

ホ　データ、プログラム及びドキュメントを廃棄する場合には、消磁、破砕、溶解等の措置を講ずること。

ヘ　戸籍副本データ管理サーバ、市区町村専用装置及び管轄法務局等端末に保管される重要なデータについては、暗号化を実施すること。

ト　市町村長は、法務大臣からデータ、プログラム及びドキュメントの返却又は廃棄を求められたときは、これに応じること。

2　帳票の管理

イ　重要な印字済みの帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。

ロ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

九　障害時等の対応

1　障害の早期発見

戸籍副本データ管理システムの障害箇所を発見するための機能を整備すること。

2　早期回復のための代替機能等の整備

イ　重要なファイルについては、他の磁気ディスクに複製することとし、必要に応じ、複製された磁気ディスクと当該ファイルを記録した磁気ディスクとは別に保管すること。

ロ　障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに戸籍副本データ管理システムを回復させるための機能を整備すること。

3　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するための機能を整備すること。

4　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、市町村長と連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

十　委託等を行う場合の措置

1　委託先事業者等の社会的信用の確認等

戸籍副本データ管理システムの開発、変更、運用、保守等について委託等を行うときは、委託先事業者等の社会的信用及び能力を確認すること。また、市町村長は、戸籍副本データ管理システムの運用について委託等を行うときは、委託先事業者等の社会的信用及び能力を確認するとともに、管轄法務局等の長に報告を行うこと。